

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」及び
「府立学校における今後の教育活動等について」の改訂について

【改訂の主旨】

教育活動をとおした児童生徒等の学びや経験は貴重なものであり、子どもたちの健やかかつ充実した学びを保障するため、これまで文部科学省等から示されてきた事務連絡等の記載内容を踏まえ改訂。

【主な改訂】（概要）

新	旧
<p>◆ 飲食の場面における感染症対策について</p> <p>「<u>大声での会話を控える</u>」とし、食育等、教育的な観点から「<u>黙食</u>」とする必要はない。</p> <p>食事前後の手洗いの徹底による手指衛生や、座席配置の工夫、適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事場面において、児童生徒等の間で会話を行うことは可能。ただし15分以上の連続した会話は控えるよう留意すること。</p>	<p>◆ 飲食の場面における感染症対策について</p> <p>食事の前後の手洗いを徹底するとともに、「机を向かい合わせにしない」、「<u>食事時の会話を控える</u>」、「<u>食事後には必ずマスクをつける</u>」など、飛沫の飛散防止の対応を行う。</p>
<p>○ マスクの着用について</p> <p>◆ <u>メリハリのあるマスクの着脱について</u></p> <p>児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行ったうえで、<u>マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促す</u>といった、<u>活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱が行われることが重要</u>です。</p> <p>対応に当たっては、マスクの着用が推奨であることや、様々な理由からマスクの着用を希望する者がいること等を踏まえ、<u>本人や保護者等の意に反してマスクの着脱について無理強いすることのないよう留意</u>願います。</p> <p>また、<u>マスクの着用の有無によって差別やいじめの対象とされることのないよう適切に指導</u>願います。</p>	<p>○ マスクの着用について</p> <p>学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、<u>飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれない場合には、マスクを着用してください</u>。</p> <p>※「<u>本人や保護者等の意に反してマスクの着脱について無理強いすることのないよう留意</u>」することについては、令和4年10月26日付け教保第2313号にて通知</p>
<p>◆ 保護者等の行事参加について</p> <p>学校行事へ参加する保護者等に対し<u>人数制限は行わない</u>。</p> <p>会場の収容人数を踏まえることとするが、会場の収容人数が決まっていない場合は、「人と人が接触しない程度の間隔が保てる状況」をめやすとする。</p>	<p>◆ 保護者等の行事参加について</p> <p>保護者等の来場者については、行事の趣旨や会場の収容人数等を踏まえ（中略）<u>必要に応じて人数を制限する</u>。</p>
<p>○ 教科活動について</p> <p>感染リスクの高い学習活動を実施する場合は、<u>特に、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策に留意</u>する。</p>	<p>○ 教科活動について</p> <p>マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動を実施する場合は、児童生徒等の「<u>接触</u>」「<u>密集</u>」「<u>近距離での活動</u>」「<u>向い合っでの発声</u>」について、<u>可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどの対応をとること</u>。</p>

※ 下線（波線）部は、今回の改訂における主な変更点となります。

【その他】

- ◆ 「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（以下、「感染症対策マニュアル」という）」及び「府立学校における今後の教育活動等について」における内容の整理

これまで、「感染症対策マニュアル」において示してきた、「第2章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」及び「第3章 感染が広がった場合における対応について」にかかる内容等については、府の感染状況（新規陽性者の増減やステージの移行等）や、府及び国の動向に応じた対応に係る内容であり、その主な内容については、変更が生じる毎に「府立学校における今後の教育活動等について」においてポイントを絞りその都度示してきたところ。今回の改訂にあたり記載内容の整理を行った。